

彦根市都市公園

指 定 管 理 者 募 集 要 項

- ・荒神山公園
- ・庄堺公園（ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園）

令和7年7月

彦根市都市政策部都市計画課

目次

1	指定管理対象施設の概要.....	1
2	指定管理者が行う業務および利用者の利用時における基本的条件.....	1
	① 業務内容	1
	② 利用者の利用時における基本的条件.....	2
3	市との業務分担	3
4	指定管理期間	3
5	指定管理料	4
6	指定管理者の応募資格.....	4
7	指定管理申請に必要な提出書類の受付期間および提出方法.....	5
8	指定管理申請に必要な提出書類と提出部数.....	5
	① 指定管理申請に必要な提出書類.....	5
	② 指定管理申請に必要な提出書類の提出部数.....	8
9	指定管理者の選定基準および選定方法.....	8
10	利用料金制について.....	11
11	選定結果について.....	11
12	選定後の手続き等について.....	11
13	申請に関する留意事項.....	12
	① 審査の対象からの除外.....	12
	② 申請書類等の取り扱い.....	12
14	申請書類の提出先および問い合わせ先.....	13
15	彦根市公の施設に係る指定管理者選定基準表.....	別表
16	協定書.....	別添
17	指定申請様式.....	別添
18	仕様書.....	別添

荒神山公園・庄堺公園 指定管理者募集要項

彦根市(以下「本市」という。)は、荒神山公園および庄堺公園の一部の利便性および安全性、快適性を確保し、さらなる向上に努め、より効率的な管理運営を進めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「自治法」という。)第244条の2第3項および彦根市公園条例(昭和54年彦根市条例第21号)(以下「公園条例」という。)第16条の規定に基づき、以下により荒神山公園および庄堺公園の一部の管理運営を行う指定管理業務について記します。

1 指定管理対象施設の概要

名称	彦根市都市公園
位置	[荒神山公園] 彦根市日夏町 [庄堺公園(ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園)] 彦根市開出今町
面積	[荒神山公園] 16.5ha (子どもセンターの区域を含まず) [庄堺公園] ばら園0.2ha はなしょうぶ園0.27ha ハーブ園0.04ha (その他の区域を含まず) ばら園横駐車場等0.03ha
主要施設	[荒神山公園] 野球場、テニスコート、グラウンド・ゴルフ場、多目的広場、野外ステージ、子ども里、大型複合遊具等遊具、芝生広場、駐車場(子どもセンターとの共同利用)等 [庄堺公園(ばら園・はなしょうぶ園、ハーブ園)] ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園、ばら園横駐車場等

2 指定管理者が行う業務および利用者の利用時における基本的条件

① 業務内容

(1) 公園条例第17条の規定に基づき次の業務を行います。ただし、詳細については別紙「彦根市都市公園管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりです。

[1]公園(荒神山公園)の利用許可に関すること。

[2]対象施設の維持管理に関すること。

[3]公園(荒神山公園)の有料公園施設に係る利用料金の収受、減免および還付に関すること。

[4]市長が必要と認める業務に関すること。

(2) 指定管理者が業務の全部を一括して、もしくは業務の主たる部分を第三者に委託または請け負わせることを禁じます。

(3) 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、都市公園法(昭和31年法律第79号)(以下「法」という。)、法施行令(昭和31年政令第290号)および法施行規則(昭和31年建設省令第30号)ならびに公園条例および公園条例施行規則(昭和54年彦根市規則第16号)、彦根市有料公園施設管理運営規則(平成18年彦根市規則第1号)のほか、以下の法令等規定を確認して下さい。

ア 自治法第244条抜粋

第2項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

第3項 指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

以上の規定の「公の施設」は、彦根市都市公園と読み替えます。

イ 労働基準法

ウ 彦根市情報公開条例

彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)第32条の2において管理業務に関する情報の公開に努めること。

エ 個人情報の保護に関する法律

オ 消防法(昭和23年法律第186号)、水道法(昭和32年法律第177号)

その他の施設又は設備の維持管理または保守点検に関する法令

カ その他公園内で管理運営する業務に関連するすべての法令

キ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂3版)令和6年6月

② 利用者の利用時における基本的条件

(1) 有料公園施設以外は開放しています。

(2) 有料公園施設は次のとおりです。

ア 荒神山公園 野球場、テニスコート(5面)、グラウンド・ゴルフ場

a 野球場のスコアボード、備品等を使用する場合は、別途使用料等徴収

b 開園時間は、午前6時から午後9時30分まで

c 使用料金、使用時間区分等詳しくは、公園条例の別表第3を参照

イ 休園日 12月29日から翌年1月3日まで

※ 指定管理の例外

公園条例で規定された開園時間、休園日の変更や臨時の休園日の設定を行うには、公園条例第16条第2項の規定により市長の承認を必要とします。

ウ 利用料金(指定管理の場合における使用料金をいう。)は、公園条例第21条第3項の規定により公園条例別表第3に掲げる額の範囲内において、市長の承認を受けて変更することが出来ます。

(3) 利用許可、利用料金に関すること

ア 利用許可書の発行

公園や公園施設の利用を申し込まれる利用者から許可申請書を受け付け、当申請内容が公園条例第4条、同第6条の規定等に該当する公園で制限または禁止されている行為であるかどうか等、公園条例、同条例施行規則、彦根市有料公園施設管理運営規則等に反していないことを確かめ許可書を発行します。

なお、利用許可申請書は、定められた期間以外の受理が出来ません。

イ 同一場所、同一時間利用希望者の調整等

有料施設や多目的広場等の無料施設は利用申し込みが多いため、毎月1回、調整や抽選等を行う必要があります。

ウ 利用料金の規定

利用料金は、公園条例第21条で指定管理者が必要と認めるとき以外は前納と規定するほか、利用料金の減免、還付に関する規定は、公園条例、同条例施行規則、彦根市有料公園施設管理運営規則を確認して下さい。

3 市との業務分担

本市との業務分担は原則として以下の区分により行うこととします。

項 目	指定管理者	本市
公園の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、自然環境保全、利用促進活動等）	◎	
公園施設の維持管理（植物管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕、安全衛生管理、光熱水費支出等）	◎	
物品管理	◎	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査、報告応急措置）	◎	○（指示等）
災害復旧	○	◎
公園施設の整備、大規模改修	○※1	◎

◎：主導的に取り組む業務 ○：協力して取り組む業務

※1 公園施設の整備については、指定管理者が本市に公園施設の設置許可申請をされ、本市が許可した場合、指定管理期間終了に伴い、その公園施設を撤去する必要が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

4 指定管理期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

5 指定管理料

原則として会計年度(4月1日から翌年3月31日)毎に支払いますが、詳細は指定後に締結する協定で定めます。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者として応募できるのは、指定管理期間中に、公園を安全かつ円滑に管理運営し、法第1条に規定する都市公園の健全な発達ならびに公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)または、複数の団体が共同する団体(以下「共同体」という。)で、個人での申請はできません。

応募資格は次のとおりです。

- (1) 団体または共同体(構成団体含む。)もしくはその代表者(共同体の構成団体代表者含む。)が次の項目に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。例:同令第167条の11第1項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者
 - エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)
 - カ 本市および本市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定により更生または再生の手続をしている者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員
 - ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
 - コ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
 - サ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

- シ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- ス 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
- セ 国税および地方税を滞納している者
- (2) 団体の人員数、資産の内訳とその額その他経営規模および能力に関する事項
 - ア 労働者災害保障保険や雇用保険等の社会保険に加入していること
 - イ 銀行等などの主要取引先からの取引停止等経営状態が著しく不健全でないこと

7 指定管理申請に必要な提出書類の受付期間および提出方法

「8 指定管理申請に必要な提出書類と提出部数」の受付期間および提出方法は、次のとおりです。

(1) 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年9月19日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後4時45分までです。

(2) 提出方法

彦根市都市政策部都市計画課公園緑地係へ持参してください。

8 指定管理申請に必要な提出書類と提出部数

指定管理申請に必要な提出書類と提出部数は、次のとおりです。

① 指定管理申請に必要な提出書類

(1) 彦根市都市公園指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

※ 彦根市都市公園指定管理者指定申請辞退届・・・・・・・・（様式1-2）

(2) 団体等概要書および応募資格を有していることを証明する書類

[1] 団体概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

法人等の主要業務実績一覧、指定管理者としての指定状況一覧、指定管理者としての申請状況一覧・・・・・・・・・・・・・・（様式2 継続用紙）

[2] 応募資格を有していることを証する書類

1) 団体であることを証する書類

ア 法人格を有している場合

・法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本など

イ 自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

・自治法第260条の2第12項の証明書など

ウ 法人格を有していない場合

・団体の規約、構成員名簿、団体の活動状況を示している書類（構成員向けの広報紙やお知らせ文書、団体の活動を紹介している新聞記事のコピーなど）、代表者の住民基本台帳記載事項証明書（外国人である場合は、外国人登録済証明書）など

エ 共同体の場合

- ・ア～ウのほか、共同体構成員届、共同体協定書の写し（原本認証したもの）
共同体委任状
 - (a) 共同体構成員届・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1－3）
 - (b) 彦根市都市公園の管理運営業務に関する共同体協定書（様式1－4）
 - (c) 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1－5）
- 2) 団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - ・ 申立書、代表者および役員の身分証明書
（本籍地の市町村で交付されるもの）
 - ・ 彦根市都市公園の指定管理者に係る指定申請に関する申立書（誓約書）・・・（様式3）
 - ・ 彦根市都市公園の指定管理者に係る指定申請に関する同意書・・・（様式4）
 - ・ 申立書の該当、非該当を確認、照会に関する同意書
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 前記アと同じ
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者
 - ・ 申立書および照会に関する同意書
 - エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
 - ・ 前記ウに同じ
 - オ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）
 - ・ 前記ウに同じ
 - カ 本市および本市以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者
 - ・ 前記ウに同じ
 - キ 会社更生法、民事再生法等の規定により、更生または再生の手続をしている者
 - ・ 前記ウに同じ
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員
 - ・ 前記ウに同じ
 - ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、

または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度
の影響力を有している団体

・前記ウに同じ

コ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含
む。）に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利
益供与を行っている団体

・前記ウに同じ

サ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれ
に類する団体）

・前記ウに同じ

シ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団
体）

・前記ウに同じ

ス 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者ま
たは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合す
る者

・申立書

セ 国税および地方税を滞納している者

・各税の納税証明書

3) 団体の人員数、資産の内訳とその額その他経営規模および能力に関する書類
労働者災害保障保険や雇用保険等の社会保険に加入していることがわかる書
類、金融機関の預金残高証明、借入金残高証明など

4) 団体の事務所の所在に関する書類

1) のア～ウに同じ

5) 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有し
ていることがわかる書類

資格や免許を証する書類（写しの場合は、原本認証してあるもの）

(3) 管理業務の計画書

事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5)

業務の具体的な実施要領における各項目の趣旨 別紙継続用紙[1]

管理運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表1)

[2] 指定期間内の年度ごとの業務計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表2)

[3] 業務の具体的な実施要領

1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表3)

人員配置計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表3-2)

協力法人等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表3-3)

2) 公園利用者ニーズと誘客・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表4)

3) 地域の関連団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表5)

4) 施設および植栽に関する管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表6)

- 5) 災害時、緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表7)
- 6) 環境保護・保全計画・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表8)
- 7) 有料公園施設等の受付業務・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表9)
- 8) 自主事業計画・・・・・・・・・・・・・・(様式5 付表10)

事業計画書は、次の「管理に係る収支計画書」を含めA4版で作成し、ページを中央下に表記してください。

(4) 管理に係る収支計画書

- 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・(様式6)
- 指定管理期間の各年度を一覧する収支計画書・・・・・・・・(様式6 付表1)

(5) 団体の経営(運営)状況を説明する書類

- [1] 申請日の属する年度の前3事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類
- [2] 申請日の属する年度の前3事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類
- [3] 財産目録またはこれに相当する書類
- [4] 申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類

※団体設立して該当年月が経っていないことから該当書類を保有していないことの申立書

- ・彦根市都市公園の指定管理者に係る指定申請に関する申立書・(様式7)(6)

その他市長が必要と認める書類

- [1] 団体の活動内容等を記載した書類
 - 1) 団体の規約・定款・寄附行為、事業報告書、役員および構成員名簿、組織に関する書類
 - 2) 本市の他の施設や他の地方公共団体の施設の指定管理者として指定されている状況や指定申請(予定を含む)している状況がわかる書類等

② 指定管理申請に必要な提出書類の提出部数

申請書類は、原本1部、副本16部を提出してください。

9 指定管理者の選定基準および選定方法

(1) 選定までの主な日程(時間は該当項目の記述で確認してください。)

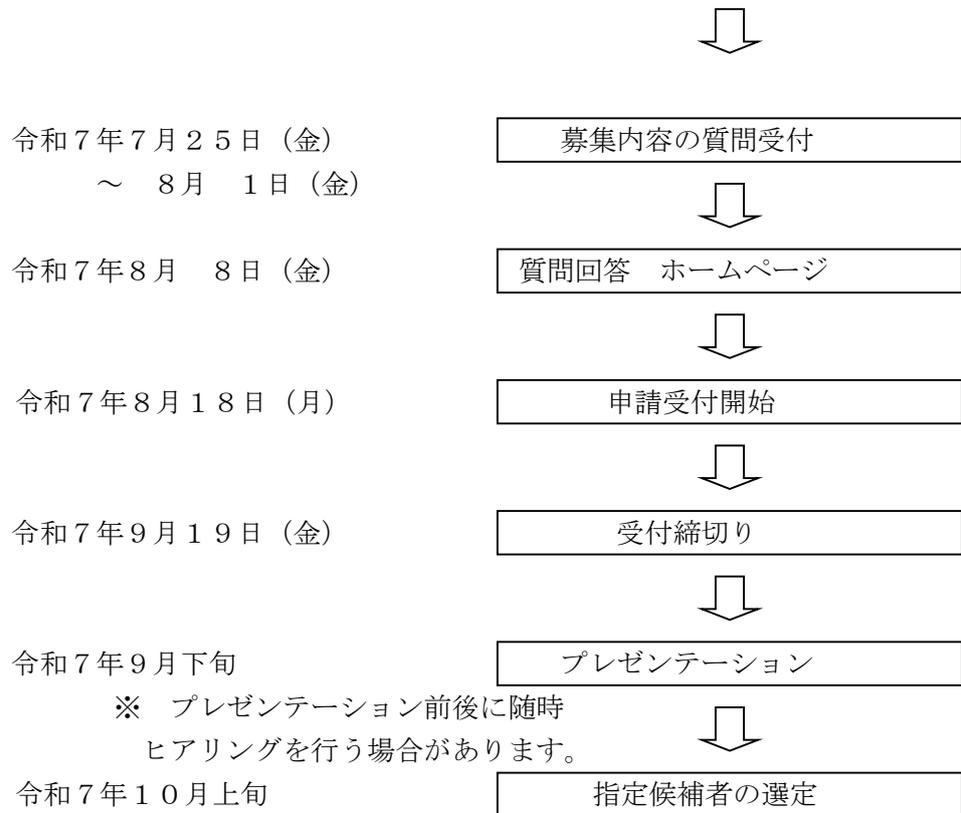
令和7年7月15日(火)

募集要項の発表 ホームページ



令和7年7月24日(木)

現地説明会



(2) 現地説明会

[1] 日 時 令和7年7月24日(木) 午後2時30分から

[2] 集合場所 荒神山公園管理事務所前

[3] 参加申込

1) 必要事項を様式8に記入のうえ、期日までに受付場所へ持参または郵送、FAX、電子メール等により、提出または送付してください。

2) 受付場所は、彦根市都市政策部都市計画課公園緑地係です。

3) 期日は、令和7年7月18日(金)の午後4時45分(必着)です。

[4] 留意事項

1) 参加人数については、1申請者につき2名までとして下さい。

2) 様式8を期日までに郵送、FAXまたは電子メール等で提出して下さい。

3) 確認の電話は、期日までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前9時00分から午後4時45分までに彦根市都市政策部都市計画課公園緑地係にお願いします。

(3) 募集内容に係る質問の受付

[1] 受付期間

令和7年7月25日(金)から令和7年8月1日(金)までの土曜日、日曜日を除く午前9時00分から午後4時45分までです。令和7年8月1日(金)午後4時45分を過ぎた提出は受け付けません。

[2]提出方法 様式9[質問書]を作成し、電子メールで都市計画課まで提出

[3]提出先 彦根市都市政策部都市計画課

[4]アドレス toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

[5]回答日 令和7年8月8日(金)

(4) 選定基準

別表の選定基準表のとおりです。

(5) 選定方法

本市が設置する彦根市都市政策部および子ども家庭部指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査結果を聴取した上で市長が決定します。

なお、審査結果により該当なしとする場合があります。

(6) 選定基準の方法

別表の選定基準表の配点のとおりです。

なお、当施設は彦根市子どもセンターとの連携により、地域一体の賑わい創出を望んでいるため、彦根市子どもセンターと同時にエントリーした場合アドバンテージを設けるものとする。

(7) 管理運営業務に必要な経費

本市から支払う指定管理料と有料公園施設の利用料金をもって業務を行うものとします。

【令和8年度～令和11年度】

	荒神山公園、庄堺公園
基準価格(年間指定管理料)	36,108,000円
利用料金(年間)	9,709,000円

【基準価格の内訳】

項目	金額
管理経費	
人件費(厚生費含む)	20,663,000
備品等消耗品費	3,157,000
通信運搬費	272,000
燃料費	359,000
光熱水費	1,055,000
修繕費	3,000,000
保守点検委託料	878,000
植栽管理費	14,792,000

保険料、公租公課、諸費、雑費	1,641,000
合計	45,817,000
利用料収入	9,709,000
年間指定管理料（基準価格）	36,108,000

※消費税率の変動があった場合は、変動後の税率で計算し直し、協定の締結および指定管理料の支払いを行います。

※「基準価格の内訳」は、指定管理料の上限額を設定する際の参考内訳であり、これにとらわれることなく項目間の流用ならびに収入および支出の合計額を提案できます。ただし、当該指定管理料の上限額を超えることはできません。

※指定管理料については、原則として精算（余剰金の返還・不足分の補填）は行いません。上記の基準価格の内訳の各項目を上回る実績が生じた場合も同様です。

10 利用料金制について

この指定管理は、公園条例第22条の規定により利用料金制を採用します。

11 選定結果について

指定管理者の選定結果は、令和7年10月中旬頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。その後、本市のホームページなどで公表します。

12 選定後の手続き等について

(1) 指定管理者の指定

本市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

市議会の議決後、別添の協定書により協定を締結します。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

[1] 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、本市は指定の取消ができます。

この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園および公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

[2] その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等および指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定期間終了若しくは指定取消などにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

13 申請に関する留意事項

① 審査の対象からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から除外します。

- (1) 選定委員会の委員または本件業務に従事する本市職員もしくは本件関係者に対し、本件公募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 1つのケースに対し複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと本市が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと市が認めた場合

② 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は本市および作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

なお、本事業において公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、提出期限を過ぎた日時以降にこれを書き換え、差し換え、または撤回することができません。

(4) 返却不可

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

申請及び審査に際して応募者に係る費用については、すべて応募者の負担とします。

(6) その他

[1] 同一の公園に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、一の公園の指定管理者または一の公園に単独もしくは共同体の構成員として指定の申請をする者は、他の公園に関して指定の申請をすることはできません。

[2] 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、選定委員会開催日の前日までに（様式1-2）により申し出てください。

14 申請書類の提出先および問い合わせ先

彦根市都市政策部都市計画課公園緑地係

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所2階

電話 0749-22-1411（内線254）

直通 0749-30-6124

FAX 0749-24-8517

メールアドレス： toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp